

「歴史的風致」という概念について

我が国には、歴史上価値の高い神社や仏閣、城跡などの文化的・歴史的な建造物とその周辺の景観や、そこで営まれる祭礼行事などの歴史的に良好な環境が存在しています。これを「歴史的風致」と呼んでいます。

これを、伊賀市の中心市街地に当てはめると、上野城下町には、上野城跡や旧崇広堂、入交家住宅、赤井家住宅、上野天神宮などの歴史的な建造物が残り、毎年秋に上野天神祭が行われ、鬼行列と楼車が三筋町を巡行し、市内外から多くの人出で賑わいます。このような、歴史的な建造物とその周辺に人々の活動があって良好な市街地環境を形成している様子が歴史的風致であり、この概念を法制化しているのが「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」です。

「歴史的風致維持向上計画」とは

この法律は平成 20 年 11 月に施行され、この法律に基づき策定されたまちづくり計画のことを「歴史的風致維持向上計画」と呼び、通称「歴史まちづくり計画」や「歴まち計画」と略されて呼ばれます。

しかし、この歴史的風致を構成する歴史的な建造物やその周辺の人々の活動の維持管理には、多くの費用と手間がかかり、所有者の高齢化や担い手不足などにより、全国各地でそういった町家などの歴史的風致が急速に失われています。このことは当市においても同様です。

そこで、国土交通省、農林水産省、文化庁が中心となってこの法律を整備し、当該計画を策定し国が認定した自治体に対して、歴史的風致形成建造物を保全し、法令上の権限委譲や規制緩和を行い、各種の事業による補助対象を拡大したり交付金の交付比率を嵩上げるなどの財政的な支援を行なうことによって、歴史的風致を保存し、歴史まちづくりに寄与しようとするものです。

これに対して、当市も、中心市街地の古い町並みや文化財建造物を保護しながら、城下町のたたずまいを整備保全することで、観光客が中心市街地へ導入され、中心市街地の活性化に寄与し、賑わいを取り戻すツールになると考えられますので、平成 26 年度から本計画の策定に着手し平成 27 年度中の認定を目指しています。

「計画期間」

計画期間については、当市は平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間と考えています。今後、市の総合計画や再生計画、都市マスタープランなど他の行政計画と整合を図りながら、国の示す基本方針に沿って計画を立案し、認定を待って、さまざまな事業を展開していくこととなります。

「重点区域の設定」

この法律上の要件として重点区域を設定しなければなりません。設定された重点区域内で事業を推進していく事になります。この区域設定に当たっては、国指定の史跡・名勝、重要文化財建造物等を核（中心）とした周辺区域等であって、古くからの人々の色々な活動がこれら重点区域内の歴史的な建造物等と一体となって形成してきた良好な地域の環境が残されている区域ということになります。

このような条件を満たす区域を検証していく中で、現在策定中の計画では、国史跡上野城跡、同旧崇広堂、重要文化財俳聖殿のある「上野城下町（≡中心市街地）」ほか3地点を重点区域にしようと検討を進めています。

「事業メニュー」について

歴まち事業のメニューとして考えられるのは、上野城下町区域を例にとると、上野公園を訪れる観光客を中心市街地に導入し、活性化に寄与し賑わいを創出しなければなりませんから、城下町の景観（佇まい）を形成するような、文化財建造物の整備、歴史的建造物の保存と修景、町家等修理修景、空き家空き店舗の利活用促進、電柱の地下埋設、道路の美装化、極小規模下水道整備、城跡内の建物の復元、観光案内サインの整備などのハード事業から、ヘリテージマネージャーの養成、伊賀鉄道・コミバス関連事業、上野天神祭の人材・後継者育成などのソフト事業まで、さまざまな事業を想定しています。

中心市街地活性化計画との関係等について

歴まち計画による重点区域の事業では、中心市街地活性化計画による事業と一部重複するものが出て来ます。歴まち事業と中心市街地活性化計画は、同じ上野城下町、つまり中心市街地をその事業の範囲としています。二つの輪が中央で一部交差する形とイメージするとわかり易いですが、交差する部分は同じメニューができますが、交差しない部分はそれぞれの特色を生かした事業展開ができるということで、歴まち事業が専ら歴史的な資源を活用して事業展開するのに対して、中心市街地活性化事業は、総務省や経済産業省のメニューも使って事業展開するなど、お互いの弱点を補いながら中心市街地の賑わい創出を図ろうとしています。従って、歴まち計画は中心市街地活性化計画と深い関係がある計画ということが出来ます。

事業の内容については、現在、詳細を煮詰めている段階で、具体的な事業をお示しできませんが、事業期間が上記のとおり10年間で、合併特例債の発行期間と発行限度額に限りがありますので、財政当局と十分な協議をして有効な事業展開を図りたいと考えています。